

会 議 録

1 会議名

第7回浦川原区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 報告（公開）

ア 会長報告

（報告なし）

イ 委員報告

（報告なし）

ウ 市からの報告

- ・冬期道路交通確保除雪計画について
- ・水源保護地域の解除について
- ・台風21号、22号に伴う被害状況について

(2) 協議（公開）

(3) その他（公開）

ア 次回の開催日時等について

3 開催日時

平成29年11月9日（木）午後6時30分から午後7時15分まで

4 開催場所

中猪子田集会所

5 傍聴人の数

9人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・委員：池田幸博、市村一雄、杉田和久、西山康博、福井克利、藤田宏禎会長、前島邦子、村松清、村松進副会長、和栗恵子副会長
- ・事務局：浦川原区総合事務所大坪所長、岩野次長、総務・地域振興グループ岩野グループ長、産業グループ山崎グループ長、建設グループ小林グループ長、教育・文化グループ五井野グループ長、市民生活・福祉グループ太田上席保健師長、総

務・地域振興グループ飯野班長、宮川班長、ガス水道局浄水センター市橋センター長、ガス水道局総務課平野課長、ガス水道局施設整備課東部営業所竹内所長

8 発言の内容

【藤田会長】

- ・会議の開会を宣言。
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上が出席しているので、会議が成立する旨を報告。
- ・出席者は10人。欠席委員は五十嵐委員と金子委員。前島委員からは遅れて出席するとの連絡あり。
- ・会議録の確認：福井克利委員。

【藤田会長】

「2 報告」で「(1) 会長報告」は特になし。「(2) 委員報告」で委員の皆さんから何かないか。

(会場内から「なし。」の声)

それでは、「(3) 市からの報告」だが、次第の順番を変更させていただいて、「② 水源保護地域の解除について」を先にお願ひしたい。ガス水道局浄水センター市橋センター長がお見えであり、報告いただく。

【ガス水道局浄水センター市橋センター長】

本日は、お配りした資料の説明の前に、上越市の水道水源保護条例について簡単に説明させていただく。

上越市では水道に係る水質の汚濁を防止、正常な水を確保するため、水源を保護し、もって住民の健康、生命を守ることを目的として、平成6年3月に上越市水道水源保護条例が制定された。この背景には、当市の西部地域に位置する桑取地域において平成元年ごろにゴルフ場建設計画があり、その後、市民団体等の反対運動を受け、計画が撤回されたことがある。全国的に水源保護の気運の高まりを背景に、当市の市議会や市民団体でも水道水源を保護する条例化の気運が高まり、条例制定に至った。

この条例では、当市の水道に係る水源及びその上流域で水質を保全することが必要な区域を水源保護地域としており、上越市水道水源保護審議会の意見を聞いた上で、水源保護地域として指定することができることとなった。これに伴って、これまで16箇所を水源保護地域として指定してきた。

本日報告させていただくのは、これまで指定されていた水源保護地域の解除についてである。

(資料2に沿って説明。)

【藤田会長】

これについて、質問、意見をいただく。よろしいか。

(会場内より「なし。」の声)

傍聴席におられる方々は地域の方々であり、もし、ご質問等があれば特別にお伺いするが、いかがか。質問がないようなので、この説明について了解するという事で、委員の皆さん、よろしいか。

(会場内より「はい。」の声)

それでは、ガス水道局の皆様は退席いただいて結構である。

(ガス水道局職員が退席)

続いて、「① 冬期道路交通確保除雪計画について」岩野次長より説明いただく。

【岩野次長】

(資料1に沿って説明。)

【藤田会長】

これについて、皆さんから何か質問、意見はないか。

【市村委員】

歩道除雪で今まで小学校があり、中猪子田地内を含めて歩道除雪をしていただいていたと思うが、地図を見ると線がないように見える。先ほど昨年度と同じ1.23kmと言われたが、昨年まで除雪していただいた中猪子田や下猪子田などの歩道除雪は今までもおりやっていただけなのか、それともなくなるのか。

【岩野次長】

資料の歩道除雪路線図については、上越市が行う歩道除雪ということで、国道は県が行うため国道の除雪はこの資料には記載していない。国道について、歩道除雪は必ず行う。

【前島委員】

虫川の信号から釜淵への歩道で除雪していないことが多くあり、これは歩道除雪の範囲に入っていないのか。釜淵から駅へ歩いてくる人もいるが、春まで除雪されていない場合がある。

【岩野次長】

これも、国道253号沿いということで、県の除雪区間であり、東維持管理事務所へ確認したい。

【藤田会長】

前島委員の言われるのは、除雪していないということか、除雪の仕方が悪いということか。

【前島委員】

除雪していないということである。

【藤田会長】

もう少し具体的にお願いします。

【市村委員】

信号から釜淵の間で、橋の上などは除雪していない。信号までで終わってしまって、そこから釜淵まで除雪していないということである。

【藤田会長】

それでは、事務局で確認をお願いします。他にないか。

一点お願いしたい。樹木が傾いて道路除雪の邪魔になるといった場合、一人暮らしの方々の場合、除雪も遅く、朝、出てくるのが遅くなる場合がある。樹木は私有物ということであるが、不具合のある個所は業者に切っていただけたらどうか。

【岩野次長】

道路にかかる樹木については、持ち主から処理をしていただくことが原則となっていて、こちらとしては所有者の方に依頼して処理していただく形でお話しさせていただいている。

【藤田会長】

それでは、事務所の方から所有者へ伐採の依頼をするということでしょうか。

【岩野次長】

市から所有者に対して依頼をしていくということである。

【藤田会長】

県道の柿崎牧線で有島と熊沢の間に大きな樹木があって、今でも危険であり、4、5年前にもその話が出たと記憶している。雪が降って車で走っていると、上から雪が落ちてくる場合がある。除雪には直接関係ないかもしれないが、その辺の対応もお願いしたい。

【岩野次長】

県道ということで、東維持と連携をとって進めたい。

【藤田会長】

他にないか。ないようなので、次に、次第にはないが、台風21号、22号に伴う被害状況について」説明いただく。

【総務・地域振興グループ岩野グループ長】

当日配布資料ということで、台風による被害状況について報告させていただく。

台風21号の接近に伴って、10月22日（日）衆議院議員選挙と市長選挙があったわけだが、その夜、午後9時25分に大雨洪水警報が上越市に発令された。その後、深夜から未明にかけて連続して雨が降り続いたことにより、関川の水位が上昇し、それに伴い、午前4時に和田区の全域に避難準備高齢者等避難開始情報が発表され、午前4時15分に保倉川の水位の上昇に伴って、浦川原区有島地域に高齢者等避難開始情報が出された。

その後、関川や保倉川以外の矢代川、柿崎川、名立川においても、雨の影響により水位が上昇して午前5時から午前8時の間に合併前上越市の地域や、板倉区、柿崎区、名立区、頸城区の一部に避難勧告や避難指示等の情報も発表された。浦川原区においては、午前4時15分に避難準備高齢者等避難開始情報が発表された後、午前5時15分に水位が危険水位に迫ったことから、午前5時25分に有島地域に避難勧告を発表させていただいた。

浦川原区における避難状況は、午前6時30分時点で4世帯、11人が避難場所である浦川原地区公民館に避難された。参考までに、上越市全域での避難情報に伴う対象世帯や人数は、累計対象世帯数で20,779世帯、対象人数で64,591人となっている。

今回の台風による被害状況は、本日配布させていただいた資料のとおりで、建物被害は住家では、風による一部損壊のほか、河川の水位を超えて冠水したことによる床上、床下浸水などの被害が新道区などを中心に発生した。道路、水路等の被害については資料の表のとおりで、浦川原区では道路5件、林道2件、農地4件、土砂災害1件の計12件の被害報告となっている。道路の被害としては、市道への倒木が1件、路面への土砂の流出、法面崩壊があり、林道については、法面への土砂流出による側溝の閉塞、農地の法面崩落によるもので、いずれも通行止め等の支障はなかった。

今後、これらの被害については、復旧に向けての対応を実施している。

【藤田会長】

これについて何かあるか。

【大坪所長】

台風21号、22号に関する報告が担当より説明があったが、被害の復旧で、特に、農地関係で来年の作付け等に支障がないように鋭意取り組んでいくようにと市長からも指示があった。

浦川原区の農地関係で4件、全体でも12件と少なかったが、安塚区、大島区ではかなりの被害があったということで、3区合わせて95件の被害状況になっている。建設グループ小林グループ長と産業グループ山崎グループ長が担当で鋭意取り組んでいるが、降雪期を前にして時間的な余裕がなく、木田より2名の職員の応援をいただき、3区、大浦安の復旧に向けて浦川原区総合事務所をあげて、この災害の復旧に向けて取り組んでいきたい。これから地域へ入って、農地の場合は地権者の負担等も出てくると思われるが、丁寧に説明しながら来年の作付けに支障のないようにしていきたいと考えているので、皆さんからも何か情報があればこちらへ伝えていただきたい。

【藤田会長】

浦川原区の4件について具体的にはどうなのか。

【建設グループ小林グループ長】

農地被害の4件は、1件は坪野地内で、法面の崩落が発生した。そして、横住地内で田んぼの畦畔が崩落したところが2件、法定寺の追出で田んぼの崩落が1件。ということで、合計4件である。

【藤田会長】

他に何かないか。よろしいか。

(会場内から「なし。」の声)

それでは、次に、「3 協議」であるが、委員から何かあるか。それでは、事務局から何かないか。

(事務局側から「なし。」の声)

それでは、「4 その他」で、「① 次回の開催日時等について」だが、事前に正副会長で打合せを行い、来年1月26日(金)午後6時から、場所は浦川原コミュニティプラザで開催するので、日程調整をお願いします。その他、皆さんから何かないか。

なければ、第7回浦川原区地域協議会を閉じる。

9 問合せ先

浦川原区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL : 025-599-2301 (内線 305)

E-mail : uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。